

第12回柳川市都市計画審議会議事録

日 時	令和3年6月30日（水） 15:00～16:15	
場 所	柳川市民文化会館 イベントホール	
出席者	委 員	吉武委員、嶋田委員（リモート）、池松委員、松藤委員 西田委員、中川委員、藤木委員、樽見委員、緒方委員 松村委員
	事務局	建設部長 松永、都市計画課長 目野 都市計画課長補佐 古賀、都市計画係長 梅崎 都市計画係 田中、川嶋
議 事	（1）柳川市景観計画の改定について（意見聴取）	
審議の経過	別紙議事録のとおり	
審議の結果	概ね原案どおりとする。ただし、「アクセントカラーを許容する高さの明文化」「景観アドバイザーの必要性に関する表現方法」について検討すること	

## 議事録

皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ご案内の時間となりましたので、ただ今から、第12回柳川市都市計画審議会を開催させていただきます。

柳川市役所都市計画課長の目野と申します。どうぞ宜しくお願いします。

それでは次第にそって始めさせていただきます。

最初に市長あいさつです。

金子健次 柳川市長よりごあいさつ申し上げます。

### 《市長あいさつ》

金子市長は公務ため、ここで退席させていただきます。

### 《市長退席》

ここで、前回の事前説明において不在であった委員と事務局を紹介させていただきます。

事務局

まずは柳川農業委員会 会長 松藤 正之（まつふじ まさゆき）委員です。

次に、事務局の建設部長の松永でございます。

なお、今回は嶋田委員がリモートでの参加となります。

続きまして「3会長の選任」になります。

柳川市都市計画審議会条例第5条により「審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。」とありますが、新任の委員の方も多いため、事務局より提案させていただいてよろしいでしょうか。

### 《異議なし》

ありがとうございます。それでは、これまでも会長を努めていただいている「九州工業大学 教授 吉武委員」を会長として提案させていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

### 《異議なし》

	<p>ありがとうございます。  それでは、吉武委員よろしく申し上げます。  また、条例の第6条に「会長が議長となる」とありますので、吉武会長は議長席へ移動をお願いします。  続きまして、「4会長あいさつ」です。吉武会長よろしく申し上げます。</p> <p><b>《会長あいさつ》</b></p> <p>吉武会長ありがとうございました。  続きまして、「5議事録署名人の指名」になります。  本審議会は、柳川市情報公開条例に基づきまして、議事録を作成し、市のホームページ等で公開することになっています。  後日、この議事録に間違いがないかどうかの確認を行っていただくということで、本日の会議の議事録署名人を指名したいと思います。中川委員、藤木委員にお願いしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。</p> <p><b>《2名ともに了承》</b></p> <p>ありがとうございます。なお、議事録作成上、発言される場合は、ご自分のお名前を述べてから発言されるようお願いいたします。  また、本審議会は傍聴を受け入れておりますが、本日は傍聴者がいらっしやらないようですので、説明は省略します。  なお、本日は委員12名中10名の委員にご出席を頂いておりますので、条例6条第2項にあります、全委員の2分の1以上の出席人数に達していることをご報告いたします。  続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p><b>《資料説明》</b></p> <p>配布資料は以上になります。不足がございましたらお知らせください。  この後は議事に入りますので、進行につきましては、吉武会長にお願いいたします。</p>
吉武会長	<p>はい、それでは、今回の議題については事前に勉強会も行いましたが、改めて、事務局よりどういった改正内容になっているか説明してもらいたいと思います。</p>

	<p>《事務局説明》</p> <p>はい、ご質問やご意見等いかがでしょうか。</p>
池松委員	<p>景観計画ができて10年くらいだと思いますが、届出の対象になったのは何件くらいありますか。</p>
事務局	<p>正確な数字は把握しておりません。年毎にばらつきはありますが、最近の傾向で言いますと、年に25件より多いくらいだと思います。</p>
吉武会長	<p>関連して、その25件のうち、事前相談をして変更してもらったという割合がどれくらいありますか。</p>
事務局	<p>届出の内容として、NTT柱など特段変更等の協議が不要なものもありますが、全体として、年に1件あるかないかだと思います。</p>
吉武会長	<p>それは景観のルールがあり、届出がなされるときに、そういったルールをクリアされて届けられていると解釈してよろしいですか。</p>
事務局	<p>基準を守って届出されているものについては、基準以上の協議を必要としてこなかったということです。</p>
松村委員	<p>新設する公共交通軸地区に関して、その理由として「福岡県区域マスタープランにおいて、商業・サービスを誘導する地区として設定されている」とありますが、具体的にどの部分を引用しているか教えてください。</p>
事務局	<p>区域マスタープランにおいて、広域拠点である西鉄柳川駅と大川市役所を結ぶ、国道208号線を公共交通軸として設定されている部分を引用しています。</p>
中川委員	<p>水郷柳河との整合性について、名勝については「柳河」を使っていますが、普段使う「柳川」は、どう使い分けた方がいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、旧城下町地区に水郷を加えたというところで、地区名にも「柳河」は使っていないが、景観計画の「旧城下町地区」と「水郷柳河」との範囲にずれがあったので、その点を景観計画に反映させるものであり、景観条例や景観計画の中では「柳川」を使っていきたいと思っております。</p>
吉武会長	<p>本日の資料では、「柳河」となっていますが、景観計画書において、表立って「柳河」は出てきますか。</p>
中川委員	<p>エリアによっては京町通りから鍛冶屋町の方については「柳河」を使うところが今でもあります。</p>

吉武会長	<p>「柳川」のなかに「柳河」を使う地区もあるということだと思いますが、国名勝としてはどこかとなると「柳川」と「柳河」の違いが出るけれども、景観計画としては、その違いはないので「柳川」を使うということだと思えます。</p> <p>関連して、今回「水郷・旧城下町地区」として地区の範囲を広げることにより、既存不適格が生じることはありますか。</p>
事務局	<p>新たな「水郷・旧城下町地区」と「田園エリア」について、届出基準でいいますと、「高さが10m以上で延べ床500㎡以上」で同じ基準になります。また色彩基準等も同じであるため、その点も問題ないと思えますが、抽象的な表現として、例えば「田園風景を尊重し」などの部分において、既存不適格となる可能性もありますが、現状として、既存不適格になるものは見受けられません。</p>
吉武会長	<p>「周りの風景に調和するように」など抽象的な基準で見ると若干調和しづらい可能性はあるが、規模や色彩などについてルールが変わっている訳ではないので、そういう意味での既存不適格はないということですか。</p>
事務局	はい。
吉武会長	<p>抽象的な部分については、判断が分かれるところだと思えます。また、これを広げることで大きな支障はないということでもいいですか。</p>
事務局	はい。
嶋田委員	<p>2点ありまして、「アクセントカラー」について、低層について影響が少ないということで、歩行者の視線レベルで10m程度までで許容するということでしたが、これはルール化されるのか、それとも現場での裁量とするのか、を確認させてください。柔軟性は必要だと思いますが、こういう部分は明文化した方がいいのではという意見です。</p> <p>もう1点は、景観アドバイザー制度について、課題として「手続き上アドバイザーとの協議が必須になっていない」とありますが、その対応として、定期開催だけでは対応していないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>まず1点目については、歩行者の視線レベルということに関し、景観審議会でも意見がありまして、10m以下を低層とするということでも明記したいと考えております。</p> <p>2点目の景観アドバイザーの手続きが必須になっていないということに関して、これまで明記されていなかった届出のフロー図の中に「景観アドバイザー」という言葉を明記することで、絶対に必要とは</p>

	<p>書いていないのですが、必要であるということを前提に業者などに伝えて行きたいと考えております。中にはアドバイザーとの協議が不要なものもありますので、大規模なものについて、「ここに書いてるので必要なんですよ」という形にしていきたいと考えております。</p>
吉武会長	<p>1つ目については、明文化をするということ、2つ目については、フロー図に明記するということですが、これについて嶋田委員いかがでしょうか。逆に必須ではないこともあるという事務局の回答だったと思いますが。</p>
嶋田委員	<p>はい、実際の運用としてはそれでいいと思いますが、施工側としては、こういったことが負担になってくると思いますので、ルール化した上で必要に応じて、アドバイザーは不要であるという運用を行った方がいいと思います。その方が、法学的には好ましいと思います。</p>
事務局	<p>その点もう少し検討したいと思います。</p>
吉武会長	<p>とりあえずは、必須ということにして、協議はしたけど意見は無かったということもありますよね。その点もう1度研究してみてください。</p> <p>関連して、アドバイザーについて、中々呼ばれないで任期が過ぎていたという経験を他自治体でしたことがありますので、任命するのであればしっかりと活用できるように、運用を考えて欲しいと思います。</p> <p>また、建物の全体が真っ赤な場合はダメとは言うものの、建物全体が看板になっているような建物について規制できていないという現状もあり、景観計画の問題か屋外広告物の問題かということもありますが、そのあたりをどう考えていくか、今後の課題だと思います。</p> <p>それから、大きな景観の流れになると思いますが、オールジャパンの取組として電柱地中化を推進していこうということもありますので、地区によっては電柱を建てなくて良いまちにしないといけないということも含めて、これは景観計画とは別の話になるかもしれませんが、他の計画で検討された方がいいと思います。</p>
池松委員	<p>木竹の伐採に関して、ある程度保存する樹木を選定した方がいいのではないかと思います。例えば、樹齢何年以上など。以前の職場では保存樹木として保存するということも行っていましたので、どれくらいの大きさなら伐採、保存というところも難しいと思いますので、そのあたりを検討されてはどうでしょうか。</p>

事務局	おっしゃるとおり、どうしても残すべき樹木や伐採しても致し方ない樹木もありますので、そのあたりについては今後の課題だと思います。
吉武会長	一般的な規制として、詳しくは別途定めるなどルールを作ることもあると思いますが、そういった形かあるいは運用で規制するのか。そのあたりの考えはいかがでしょうか。
事務局	ルール化するのが市民にとっても分かりやすいと思いますが、樹齢何年などの設定をうまくできればいいのですが、それができない場合には、現在の景観上重要な要素になっている樹木を指定していくということも考えたいと思っております。
吉武会長	景観重要樹木はすでに指定していて、それ以外のもう少し小さい規模の樹木で保存したいものを指定するということですか。
事務局	柳川市は景観重要樹木を指定しておりませんので、その指定というのも課題としてあります。また、指定されるような大きな樹木だけではなく、小さな樹木でも景観上重要であることもありえますので、そういったものも守っていきたいと考えています。
吉武会長	いずれにしても、行政が勝手に指定することはできないと思うので、市民と議論した結果でこれぐらいだったら残すとかそういったルールができればいいと思います。
中川委員	<p>夜間景観に関して、市民文化会館周辺などもきれいになっていますが、行政区が設置する防犯灯についても、安全安心係と連携し、場所によってどういったものを使うべきかというものを決めて欲しいと思います。</p> <p>製品によってバラバラなので、市民としては、防犯灯は明るければ明るいほどいいと思いますが、その間を調整していただければ。</p>
事務局	防犯灯については、市民による夜間景観に関するワークショップでも意見があり、色温度の低い照明を設置しても、そこを撮影すると色温度の高い防犯灯が映りこんでしまい、そぐわないということもありましたので、これについてはすでに安全安心係と相談をしており、行政区の方が申請に来られた際に、色温度の低いものを用いてくださいと伝えるようお願いしております。今後交換していく防犯灯については、色温度が低いものが設置され、統一感が出てくるのではないかと考えております。
吉武会長	一時期青い光が犯罪を抑制するという話もありましたが、そういった話はありますか。

事務局	防犯灯といえば、青白い光のイメージがありましたので、その点も安全安心係に確認したところ、防犯灯は色温度が高くなければならないという決まりはないということでしたので、色温度の低いものを用いてくださいとお願いをしているという状況です。
吉武会長	お願いということですが、夜間景観の新たな基準を設定する「城堀周辺地区」と「水郷・旧城下町地区」については、しっかりと取り組んでいくということだと思いますよね。
事務局	はい。
嶋田委員	防犯灯の設置に関して、補助金などもあるのでしょうか。
事務局	防犯灯の設置に関しては、行政区で設置される際に補助があります。
吉武会長	その補助金の申請の際に市役所に来られるので、勝手に設置されることはないということだと思います。 関連して、自動販売機などの照明についてはいかがでしょうか。
事務局	自動販売機については、最近は人が近づくまでは電気がつかないようなモデルもあるようですので、そういった部分で業者の方との協議を進めていけたらと思っております。
吉武会長	あまり暗くなると今度は防犯の問題も出てくるので悩ましいとは思いますが。 他にご意見ありますでしょうか。  <p style="text-align: center;">《意見なし》</p> <p style="text-align: center;">《事務局より今後のスケジュールの説明》</p> <p>はい、本日は、意見聴取ということで最終的なところは、景観審議会がありますが、本日の議論をまとめますと、概ね原案どおりですが「アクセントカラーを許容する高さの明文化」「景観アドバイザーの必要性に関する表現をもう少し検討する」この2点を都市計画審議会の意見としたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なし》</p> <p>はい、ありがとうございます。 これで予定していた議題については以上ということで、その他について、事務局から何かありますか。</p>



事務局	<p>はい、先ほどから少し話が出ておりました屋外広告物条例に関して、今後の流れを報告させていただきます。今年度の予算にて、屋外広告物に関する調査を行い、来年度（令和4年度）には調査結果を踏まえ、条例の基となる制度設計を行うこととしております。それを経て、令和5年度には条例の制定ということで進めたいと考えております。</p>
吉武会長	<p>3年間でされるということで、いいスケジュールだと思います。その他はよろしいでしょうか。なければ私の進行はここまでになります。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>はい、それでは、7の「その他」ということで、事務局から先ほど説明いたしましたが、委員の皆様からは何かありますでしょうか。無ければこれを持ちまして、柳川市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。皆様どうもありがとうございました。</p>